五四まで、小字細帖四四七から四四九まで、四五〇の乙、四五一、小字サル帖四五二、四五二の一、四五三、四五三の一、四五四、四五四の一、四五五、四五五の二、四五六から四五八まで、四五八の二、四五八の三、小字岡ノ奥四六一、四六二、四六二の一から四六二の三まで、四六三、四六三の一から四六三の三まで、四六三の五、小字ニゴロ四七七の一、小字後ケ谷四七八、四七八の一、四七九、四七九の一、四七九の二、四八〇、四八〇の一、四八一、四八二、四八二の一、四八三、四八三の二、四八三の三、四八三の乙、四八三の丁、四八三の戊から四八三の癸まで、四八三の子から四八三の寅まで、小字ヤナガオク四八四、四八四の一、四八四の二、四八六、四八六の一、小字森ケ谷四八七から四八九まで、四八九の一、四八九の二、四九〇、四九〇の一、四九一、四九二、四九二の一、四九三の一、四九四、四九五の一、小字石ケ帖七三一の二、七三二の乙、七三三、七三四、七三五の乙、七三六、七三七、舞鶴市字三日市小字浦山二一〇の一から二一〇の一七まで、小字戸之尾七三、七四の一、七四の二、七五から八一まで、八三、八四、八六、八六の一、八七、八八、八八の一、八九から九二まで、九二の一、九三、八六九の一から八六九の五まで、八七〇の一、八七〇の二、八七一から八七三まで、八七三の乙、八七四の一、八七五、八七七から八八〇まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

小字ヒエダ三九七の一・四〇七の一・小字帖ノ川一二一二・小字タンジ帖四二六・小字宮帖四四六・小字石ケ帖七三一の二・七三二の乙・七三六（以上八筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を京都府庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千二十二号

農業災害補償法（昭和二十二年法律第百八十五号）第百二十条の十四第二項の規定に基づき、平成二十三年産の春植えばれいしょに係る同項の農林水産大臣が定める地域及び千キログラム当たり共済金額の範囲を次のように定める。

平成二十二年十二月二日

農林水産大臣　鹿野　道彦

平成二十三年産の春植えばれいしょに係る農業災害補償法第百二十条の十四第二項の農林水産大臣が定める地域は、次の表の上欄に掲げる区分ごとに同表の中欄に掲げる地域とし、当該春植えばれいしょに係る千キログラム当たり共済金額の範囲として同項の規定により農林水産大臣が定める二以上の金額は、同表の上欄に掲げる区分ごと及び中欄に掲げる地域ごとに、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

農業災害補償法第百二十条の十二第一項の農林水産大臣が定める区分	地域	千キログラム当たり共済金額の範囲
一類	北海道及び東京都の区域	一〇、五五〇円 九、五〇〇円 八、四四〇円 七、三九〇円 六、三三〇円 （ただし、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成十八年法律第八十八号）第五条第一項の規定に基づき同法第三条第一項の交付の申請をする者であって、同法第二条第二項各号に掲げる要件に該当するものが耕作の業務を営む耕地にあっては、一二、八四〇円 一一、五五〇円 一〇、五〇〇円 九、四四〇円 八、三三〇円）

二類

北海道及び東京都の区域	三二、二〇〇円 二八、九八〇円 二五、七六〇円 二二、 五四〇円 一九、 三二〇円
福島県の区域	四二、八八〇円 三八、五九〇円 三四、三〇〇円 三〇、 〇二〇円 二五、 七三〇円
熊本県の区域	四八、一一〇円 四三、三〇〇円 三八、四九〇円 三三、 六八〇円 二八、 八七〇円
宮崎県の区域	五六、七四〇円 五一、〇七〇円 四五、三九〇円 三九、 七二〇円 三四、 〇四〇円
鹿児島県の区域	五〇、〇一〇円 四五、〇一〇円 四〇、〇一〇円 三五、 〇一〇円 三〇、 〇一〇円
北海道及び東京都の区域	六二、六八〇円 五六、四一〇円 五〇、一四〇円 四三、 八八〇円 三七、 六一〇円
長野県の区域	九四、六〇〇円 八五、一四〇円 七五、六八〇円 六六、 二二〇円 五六、 七六〇円
長崎県の区域	一七一、三七〇円 一五四、二三〇円 一三七、一〇〇円 一一九、九六〇円 一〇二、八二〇円
熊本県の区域	九一、二六〇円 八二、一三〇円 七三、〇一〇円 六三、 八八〇円 七六〇円

三類

北海道及び東京都の区域	五二、八八〇円 四七、五九〇円 四二、三〇〇円 三七、 〇二〇円 三一、 七三〇円
福島県の区域	七二、一三〇円 六四、九二〇円 五七、七〇〇円 五〇、 四九〇円 四三、 二八〇円
長野県の区域 諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七八、八三〇円 七〇、九五〇円 六三、〇六〇円 五五、 一八〇円 四七、 三〇〇円
長崎県の区域	四四、三五〇円 三九、九二〇円 三五、四八〇円 三一、 〇五〇円 二六、 六一〇円
熊本県の区域	五三、五六〇円 四八、二〇〇円 四二、八五〇円 三七、 四九〇円 四三、 一四〇円
鹿児島県の区域	八九、二一〇円 八〇、二九〇円 七二、三七〇円 六二、 四五〇円 五三、 五三〇円

四類

長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡以外の区域	九三、五六〇円 八四、二〇〇円 七四、八五〇円 六五、 四九〇円 五六、 一四〇円
長野県のうち小諸市、佐久市、東御市及び北佐久郡の区域	七八、八三〇円 七〇、九五〇円 六三、〇六〇円 五五、 一八〇円 四七、 三〇〇円
福島県の区域	七二、一三〇円 六四、九二〇円 五七、七〇〇円 五〇、 四九〇円 四三、 二八〇円
北海道及び東京都の区域	五二、八八〇円 四七、五九〇円 四二、三〇〇円 三七、 〇二〇円 三一、 七三〇円
熊本県の区域	九一、二六〇円 八二、一三〇円 七三、〇一〇円 六三、 八八〇円 七六〇円
長崎県の区域	一七一、三七〇円 一五四、二三〇円 一三七、一〇〇円 一一九、九六〇円 一〇二、八二〇円
長野県の区域	九四、六〇〇円 八五、一四〇円 七五、六八〇円 六六、 二二〇円 五六、 七六〇円
北海道及び東京都の区域	六二、六八〇円 五六、四一〇円 五〇、一四〇円 四三、 八八〇円 三七、 六一〇円
鹿児島県の区域	五〇、〇一〇円 四五、〇一〇円 四〇、〇一〇円 三五、 〇一〇円 三〇、 〇一〇円
宮崎県の区域	五六、七四〇円 五一、〇七〇円 四五、三九〇円 三九、 七二〇円 三四、 〇四〇円
熊本県の区域	四八、一一〇円 四三、三〇〇円 三八、四九〇円 三三、 六八〇円 二八、 八七〇円
福島県の区域	四二、八八〇円 三八、五九〇円 三四、三〇〇円 三〇、 〇二〇円 二五、 七三〇円
北海道及び東京都の区域	三二、二〇〇円 二八、九八〇円 二五、七六〇円 二二、 五四〇円 一九、 三二〇円